

広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21（第3次）」の策定について

1 計画の経緯

広島市では、これまで、健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21（計画期間：平成14年度～平成24年度）」、「元氣じゃけんひろしま21（第2次）（計画期間：平成25年度～令和5年度）」（以下、2次計画という。）を策定し、市民の健康づくりの取組を推進してきた。

2次計画では、「市民一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で自立した生活を送ることができる『まち』の実現」を基本理念とし、健康寿命の延伸を目指して、3つの基本方針「①生活習慣病の発症予防と重症化予防」「②ライフステージに応じた健康づくり」「③社会全体で健康を支え守るための社会環境の整備」を掲げるとともに、これらの基本方針を実現するため、健康づくりの基本要素である「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・メンタルヘルス」「喫煙」「飲酒」「歯と口の健康」の6つの生活習慣分野に関して、個人の生活習慣の改善に取り組んできた。

また、健康寿命を延ばすためには、社会全体で健康づくりの取組を支援することが大切であることから、健康づくりに関する様々な団体・機関で構成する「元氣じゃけんひろしま21（第2次）推進会議」等において、構成団体・機関が情報を共有し、連携を図りながら、一体となって市民の健康づくりを推進している。

令和4年度に実施した2次計画の最終評価の結果をみると、目標達成のために設定した59の目標項目の49.1%が「目標値に達した」または「現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある」に該当し、目標に向けて一定の成果を得ることができた。しかし、健康寿命の延伸に寄与すると言われている運動、休養等の生活習慣に関する指標の達成状況が低かったことから、健康寿命の更なる延伸のためには、市民一人一人が望ましい生活習慣の定着や生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、市民が自然に健康になれる環境づくりに取り組む必要がある。

こうしたことから、今後の本市の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21（第3次）」（以下、3次計画という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

- (1) 健康増進法に基づき、国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」及び広島県健康増進計画を勘案して策定する市町村健康増進計画とする。
- (2) 第6次広島市基本計画の健康づくり分野に関する部門計画とし、本市の健康づくりに関連する計画との整合性を図り連携しながら、より効果的な施策を展開する。

3 計画期間

3次計画の計画期間は、国の計画期間に準じ、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。

なお、計画期間の中間年にあたる令和11年度に、目標の妥当性や達成状況について中間評価を行い、社会情勢の変化なども勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを実施する。

計画名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
元気じゃけんひろしま21 (第3次)	計 画 期 間											
	計画 スタート					中間評価				目標年		

4 策定体制等

(1) 策定懇談会の設置

学識経験者、健康づくりに関連する保健医療団体及び地域団体等に属する者で構成する広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21（第3次）」策定懇談会を設置し、次期計画の具体的な施策や推進方策等について協議する。

なお、計画策定に当たっては、健康に関する専門的な見地と、ライフステージごとの健康づくりに関する観点が必要であることから、学識経験者、各ライフステージに対応する団体を含む関係団体及び関係機関に属する者を委員とする。

(2) 元気じゃけんひろしま21（第2次）推進会議への情報提供等

現行計画を推進するための中心組織である元気じゃけんひろしま21（第2次）推進会議に計画策定についての情報提供を行うとともに、計画案等について意見を聴取する。（構成委員は別紙のとおり。）

(3) 庁内検討体制

ア 関係所管課との連絡会

本計画の関係所管課の職員で構成する連絡会を設置する。

イ 各保健センターとの協議

地域支えあい課地域支援担当課長会において、計画策定についての情報提供を行うとともに、協議を行う。

(4) 市民意見の募集

広報紙「市民と市政」やホームページ等により、計画案について市民意見を募集する。

(5) 市議会への報告

計画案について報告する。